Ｐａｒｋ－ＰＦＩによる都市公園の整備

都市公園とは都市公園法に基づき国または地方公共団体が設置する公園、緑地等を指す。

国土交通省「都市公園データベース」によると、２０２４年３月31日現在の全国の都市公園数は11万５３２７カ所（前年比＋６２０カ所）その面積は約13万８７０ha（同＋約３３９ha）である。兵庫県は公園数が６１７１カ所（同＋18カ所、全国７位）、面積が約７１４３ha（同＋約28ha、同２位）と、全国と同じく、いずれも増加している〔図表１〕。

Ｐａｒｋ－ＰＦＩは都市公園管理の一つの切り札

公園数の増加に伴い、その維持・管理にかかる費用が膨らむ。加えて市民サービスを向上させる公園づくりの費用も必要である。しかし、人口減少、少子高齢化等による税収の減少や社会保障費の増加により多くの自治体で財政が悪化し、必要な予算の確保が難しくなっている。このような中、注目されているのが都市公園法に基づく公募設置管理制度（Ｐａｒｋ－ＰＦＩ）である。

Ｐａｒｋ－ＰＦＩは２０１７年の同法改正に伴い、都市公園の活性化等を推進する目的で創設された。その特徴は、自治体が都市公園内の収益施設（飲食店等）の維持・管理等を行う民間事業者を公募で選定し、民間事業者は収益施設から得られた利益を収益施設とその周辺の広場、園路等の公園の整備に充当することを条件に都市公園法の３つの特例〔図表２中央右〕が適用される、というものである。民間事業者は前述の特例①（設置管理許可期間の延長）により長期的視野に立った経営が可能となるほか、特例②（建ぺい率の緩和）により、大きな収益施設の建築が可能になる。また、自治体は民間資金を活用することで、公園整備、管理等にかかる財政負担の軽減など、官民双方にメリットが期待される。Ｐａｒｋ－ＰＦＩを活用した公園は、２０１９年度から24年度にかけて年間約20～30カ所で推移〔図表３〕しており、25年３月31日時点で累計１８２カ所で活用されている。都道府県別では東京都（18カ所）、神奈川県、福岡県（14カ所）など大都市圏で多く、兵庫県は３カ所（全国18位）となっている〔図表１〕。

兵庫県内におけるＰａｒｋ－ＰＦＩ活用事例

兵庫県においては神戸市で２０１７年に中央区の公園「東遊園地」で、市と地元企業が連携して公園内に芝生を敷き、カフェを併設するなど再整備を行い23年４月にリニューアルオープンした。整備後は定期的に演奏会を開催するなど公園に賑わいを生み出している。また、須磨区の須磨海浜公園では、老朽化した水族園を建て替え、新たにホテルを建設するなど再整備を行った。

このように公園には地域住民の活動や憩いの場としての役割のほか、災害時の避難場などの役割もある。地域の特性を活かし、官民が連携して柔軟に運営・管理する取り組みが今後も広まることを期待したい。

（主任研究員　大西　康介）

〔図表２〕Park-PFIの概要

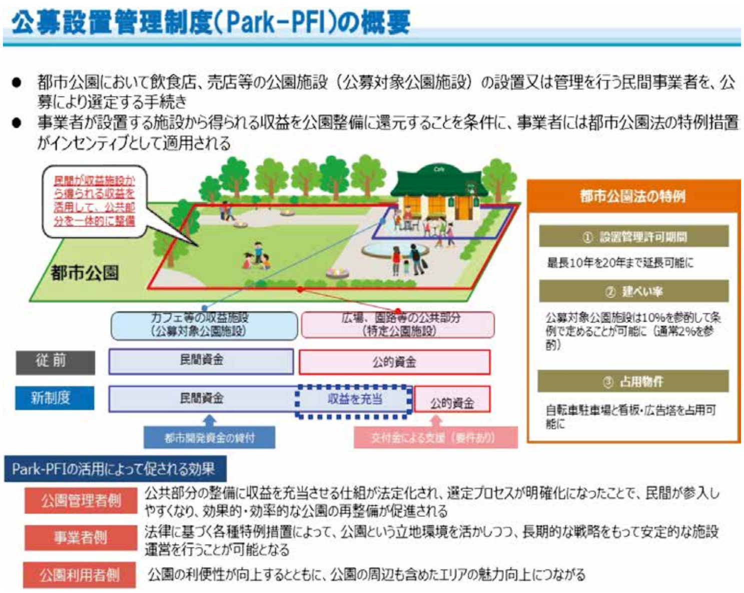

資料：国土交通省「公募設置管理制度（Park-PFI等の概要）」より転載

〔図表１〕都市公園の現況

都道府県	都市公園等の数および面積（2024年3月31日現在） 公園数（カ所）	順位	面積（ha）	順位	Park-PFIを活用した公園（2025年3月31日時点） 公園数（カ所）	順位
東京都	8,874	1	6,121	3	18	1
神奈川県	7,781	2	5,388	5	14	2
北海道	7,733	3	14,334	1	5	10
千葉県	7,654	4	4,426	9	5	10
大阪府	7,006	5	5,074	7	13	4
福岡県	6,291	6	4,847	8	14	2
兵庫県	6,171	7	7,143	2	3	18
・	・	・	・	・	・	・
山梨県	212	47	813	43	1	34
合計	115,327		130,870		182	

資料：国土交通省「都市公園整備現況一覧表」および「公募設置管理制度（Park-PFI）の都道府県別活用状況」より作成

（注）政令指定都市分を含む。面積は小数点以下第１位を四捨五入
特定地区公園（カントリーパーク）、契約市民緑地、認定市民緑地を含む

〔図表３〕Park-PFI活用状況の推移

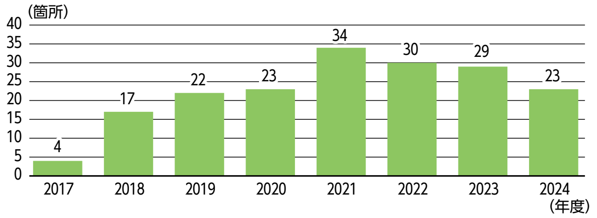

資料：国土交通省「公募設置管理制度（Park-PFI等の活用）の活用状況（2025年3月31日時点）」より作成